平成２３年（フ）第２６９３号
大阪市北区松ケ枝町８番４―604号
債務者　ザ・キュービックこと　岡本　伸一
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７９０号
大阪府寝屋川市三井が丘２丁目３番17―507号
債務者　海野　栄一
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８４４号
大阪市住吉区清水丘２丁目28番10号　神吉ハイツ
債務者　中原　正光
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９５０号
大阪市都島区友渕町３丁目３番21号
債務者　谷本　佳子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０５７号
大阪府吹田市古江台５丁目５番Ｂ47―404号
債務者　加福大二朗
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０５８号
大阪府吹田市古江台５丁目５番Ｂ47―404号
債務者　加福フサノ
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０８８号
大阪市東住吉区西今川４丁目24番８号　ＧＳ駒川405号
債務者　菅野　俊行
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０９８号
大阪市東淀川区西淡路５丁目４番３号
債務者　楠本　秀身
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１３１号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目19番16号
債務者　磯田　智胡
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１７９号
大阪市城東区関目５丁目18番４号　エステート関目305
債務者　井後　光裕
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３４４号
大阪府枚方市長尾西町２丁目１番45号
債務者　大野伊都男
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３７９号
大阪市中央区材木町２番15―901号
債務者　中井　将文
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４３９号
大阪府東大阪市荒本１丁目８番14―815号
債務者　坂口　　毅
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４４０号
大阪府東大阪市荒本１丁目８番14―815号
債務者　坂口　麻美（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４９１号
大阪府門真市島頭４丁目13番17号
債務者　竹下マサミ
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５０３号
大阪市平野区長吉出戸１丁目10番12―303号
債務者　上月　凡子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５５３号
大阪府四條畷市田原台９丁目15番18号
債務者　中野　和夫
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５８５号
大阪市浪速区戎本町１丁目５番３―303号、住民票上の住所大阪市東住吉区田辺１丁目11番13―303号
債務者　岩本佐知子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部